

令和4年度第3次入間市地域福祉計画進行管理報告書

1 はじめに

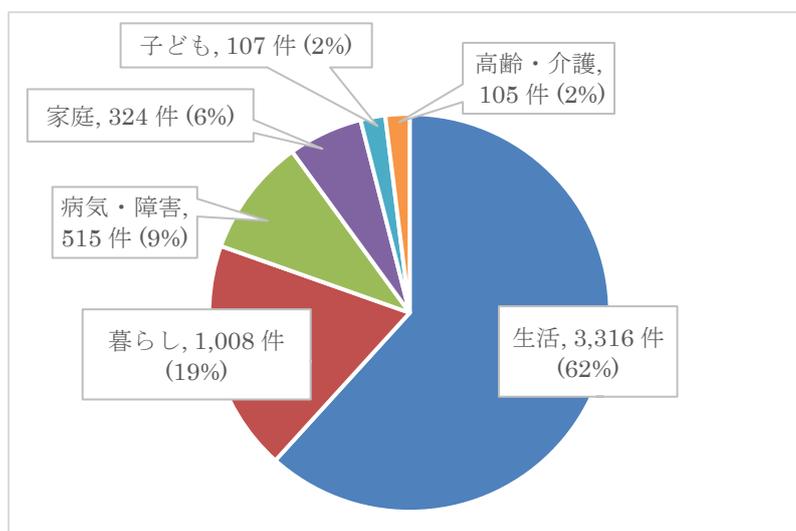
第3次入間市地域福祉計画がスタートしてから4年が経過し、本計画の基本理念「助け合う住民 支え合う地域 優しさあふれるまち」の実現をめざし、「住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉サービスをめざそう」、「一人ひとりのふれあいを大切にしよう」、「みんなで福祉を支える地域をつくろう」の3つを計画の柱に掲げ地域福祉を推進しています。令和4年度における計画の進捗状況について報告いたします。

2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉サービスをめざそう <公助>

(1)多様な福祉サービスを提供する体制である「総合的な地域ケアシステム」を構築する第一歩となる総合相談支援室が、令和4年4月に暮らしや福祉に関する悩みの相談場所として新設されました。支援を必要とする市民が抱える複雑化・複合化した課題に対し包括的な支援を行う体制が進められています。令和4年度の相談件数は、5,375件。多い相談分野は、生活に関する相談が3,316件、暮らしに関する相談が1,008件となっており、コロナ禍のためか収入や仕事等の生活に関する相談と相続や離婚等の暮らしに関する相談が8割を占めています。

(2)今後は、関係各所との横軸の連携を進め、令和5年度から地域の拠点施設として開設された地区センターの福祉総合相談窓口機能と連携し、行政・他機関・地域が一体となって包括的に向き合う体制づくりに期待しています。

総合相談支援室相談分野内訳（総件数：5,375件）



(3)「子ども・子育て支援と障害者支援」については、令和3年度のヤングケアラー実態調査を分析し、令和4年7月1日に「入間市ヤングケアラー支援条例」を制定しました。ヤングケアラーの支援に関し、ヤングケアラーの理解を深めるとともに子育ての第一義的責任があることを認識する等の保護者の役割、ヤングケアラーと認められる子どもの支援の必要性の把握や相談に応じる体制整備等を行う学校の役割、ヤングケアラーとその家族が孤立することがないように十分に配慮する等の地域住民等の役割、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは適切な支援機関への案内や必要な支援に努める等の関係機関の役割を明らかにするとともに、必要に応じた支援等をする市の責務の下、保護者、学校、地域住民等、関係機関と連携し、ヤングケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、社会全体で子どもの成長を支えるための環境づくりが進められています。環境づくりの一環としてヤングケアラー相談窓口も開設され、ヤングケアラー早期発見・支援のために、引き続き市公式ホームページやチラシ、講演会等を通じて啓発・相談窓口等の案内を行ってください。

(4)ひとり親家庭等に対しては、令和4年度から多種多様な問題を抱えている家庭に寄り添った相談ができるように相談のためのシステムが導入され、ワンストップ相談支援の体制が強化されました。また、ひとり親家庭などの子どもを対象に学習支援事業も行われています。今後も支援の継続を望みます。

(5)児童発達支援センター「ういず」では、心身の発達に遅れ又は障害のある児童を対象にした相談支援事業や児童発達支援事業の利用者が増加しています。地域の障害児保育の向上を目的として、外部の教官等を講師に迎え、子どもを支援する保育所(園)等の職員向けに、令和3年度から始まったCLMを活用した支援が進めてられており、多職種との連携や情報共有の方法、システムの構築等に加え、気軽に相談できる体制の構築を引き続き期待します。

※CLMは「チェックリストイン三重」の略称で、すべての子どもの成長発達のために、集団の中で子どもに対し適切な支援を行うことを目的に三重県が開発、推進している手法であり、発達障害の有無に関わらずすべての子どもに有効な支援。

(6)医療的ケア児等コーディネーターは、市職員と市内の障害者相談支援事業所の相談支援専門員の5人で、医療的ケア児20人、重症心身障害児14人の医療的ケア児等の心身の状況に応じた保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要な支援を身近な地域で受けられるものとなっています。今後も医療的ケア児等が地域で適切な支援を受けられるよう更なる体制の充実を望

みます。

(7)子育て支援事業の一環の「いるティーきっず」による子どもに関する総合相談は、コロナ禍にもかかわらず保健師や助産師による妊娠・出産に関する相談等のオンライン相談も引き続き行われるなど利用しやすくなっており、相談件数も増加しています。今後も継続的な実施を期待します。

(8)コロナ禍において生活困窮者に対する自立相談支援数は、約1.8倍増加していますが、支援件数としては昨年同様の状況です。また、貧困の連鎖を断ち切るための子どもの学習支援事業も昨年と同程度の参加者数でした。生活保護に至る前の生活困窮者の自立に向けた支援、離職などにより家賃の支払いに困窮する方に対する住居確保給付金等の支給が行われ、まだ「生活困窮」や「就労困難」に関する相談が続くと予想される中、教育的な支援の充実、相談支援員の様々な方法での伴走支援、国の負担金補助金事業を活用した相談体制の強化に取り組んでください。

(9)権利擁護の基幹となる法人後見事業では、相談件数が前年度の約2倍になっており、受任件数も新規5件となっています。後見制度の啓発活動が徐々に実を結んでいるのではないのでしょうか。今後も支援が必要な方の増加が見込まれる中、適切な支援へと繋げるために制度の担い手として活躍が期待される市民後見人を充実させるため、養成講座、フォローアップ研修等を開催すると共に、市民が安心して利用できるよう相談会等を実施してください。

(10)徘徊身元確認支援サービスとして、ひとり歩き癖のある高齢者等に身元確認の助けとなる物品・ツールとして爪Qシール、かかとステッカー、キーホルダー等を配付し、登録者数は361人と昨年の約1.5倍に増加しています。引き続きサービスの普及を図ることを期待しています。

(11)地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、入間市社会福祉協議会による福祉困りごと何でも相談支援センターや障害者基幹相談支援センターは、相談者等に対して専門的な指導・助言等の業務にあたっており、コロナ禍で減少していた相談件数が徐々に増加しているため、更なる相談支援体制の充実と総合相談支援室との連携を希望します。

(12)避難行動要支援者の安全確保として「個別避難計画書」の作成は、令和4年度対象者数16,948人中、約17%の2,942人の登録があり、計画書作成済みについては157人となっています。引き続き地域と連携して作成件数を増やしてください。また、要支援登録者の状況は登録時と変更になっている場合も多いものと思われそうですが、未だ更新されていないようです。現況確認通知等を送り、再確認してください。「個別避難計画書」は、災害時の安否確認や避難

支援、日頃から顔が見える関係づくりなどに役立つものと期待します。

3 一人ひとりのふれあいを大切にしよう <互助>

(1)安心して暮らせる地域づくりを目指し、いるま市声かけ運動推進会が主体となり「いるま市声かけ運動」を開催しました。令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策の中、地域・中学校の3団体が開催し、356人の参加がありました。今後も日常のふれあいの中で気軽に助け合いができる「共に生きる」仕組みづくりを進めていくことが大切です。

(2)地域活動の活性化の1つである「地域支え合い活動」は、福祉圏域単位の9地区に設立を目指しており、令和4年度に2つの組織が設立され合計6団体に、自治会内単位では、1つの組織が新設され4団体になりました。担い手の高齢化等に伴い運営が困難になっている地区もありますが、地域福祉コーディネーターを中心に組織の必要性について理解を深められるよう促すなど今後も支援の継続を願います。

4 みんなで福祉を支える地域をつくろう <自助、互助>

(1)地域活動の担い手を育成するため、社会福祉協議会によるボランティア講座や災害ボランティア講座、運転ボランティア講座等が開催され、小学生から大人まで多世代の参加がありました。今後も様々な世代のボランティア育成に向けた機会を提供する等、工夫が必要であると考えます。

(2)地域におけるゴミ出しや見守りについては、地域包括支援センターに配置された生活支援コーディネーター等が相談を受け、登録をしている「見守り協力員」と対象者を住まいのある地域等を参考に市でマッチングしています。令和4年度の登録者数46人見守り協力員数72人、マッチング数は36件となっています。マッチング率は前年度の63%から78%へと増加していますが、100%に向け引き続き「見守り協力員」の周知・募集を行ってください。

(3)地域づくりに貢献しているフードバンクの活動団体は、昨年に比べ倍以上増加し、併せて対象世帯数も増加しています。子ども食堂の利用者数・開催回数等も昨年度2,972人・62回から9,515人・243回と3倍以上に増加しています。この他、学習支援を通じ地域住民と多世代の交流の場となる「子どもの居場所」が各地域に設置され、こどもから高齢者までが笑顔で集える地域づくりにつながりました。今後も必要な家庭等に支援が届くよう周知をし、活動を継続してください。

(4)自殺・虐待に関しては、自殺者28人、虐待通報として、高齢者73件、子ども228件、障害者25件と年々増加傾向にあります。自殺対策として、ゲートキーパー養成講座支援者編(50人参加)と市民編(65人参加)を行っておりますが、地域においてコミュニケーションを活発に行う等、未然の防止に繋がることも必要と考えられます。みんなで支え合える地域づくりの推進を期待します。

(5)外国人市民に対しては、母国語で生活相談ができるように相談員3人(英語、スペイン語、中国語)を配置し、相談窓口112日開設、相談者269人が訪れました。英語・スペイン語は週1回、中国語は月1回開設したほか、英語相談に関しては通常の相談日の他、月2回予約制の相談や年に2回東京出入国在留管理局職員同席の特別相談会を実施しました。なお、これらの相談日以外は、職員が85言語に対応する自動音声翻訳機3台を活用し、対応をしています。入間市国際交流協会と連携して2ヶ所で開催している日本語教室は、令和3年度の約2倍の開催・参加者数になりました。日本語が分からなくて日常生活で不便な思いをしている外国人市民の生活支援をし、地域に溶け込むことにより外国人市民にも地域の中で自分にできることを見出してもらい、地域での担い手として活躍を期待するためにも両事業の充実を望みます。

以上、令和4年度の入間市地域福祉計画に基づく進捗状況を考察しました。

今後も、引き続きプランの基本理念「助け合う住民 支え合う地域 優しさあふれるまち」の実現を目指して邁進されることを期待します。

令和5年9月22日

入間市地域福祉計画進行管理委員会